

漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領  
(案)

令和 5年 3月

水産庁 整備課

# 目次

1. 総則 .....	1
1.1 目的.....	1
1.2 適用の範囲.....	2
1.3 施工計画書.....	5
1.4 監督職員による監督の実施項目 .....	6
1.5 検査職員による検査の実施項目 .....	7
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様.....	8
2.1 機器構成.....	9
2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様 .....	9
2.3 Web 会議システム等に関する仕様.....	9
3. 遠隔臨場による施工状況検査等の実施.....	10
3.1 事前準備.....	10
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存・提出 .....	11
4. 留意事項 等 .....	12
4.1 効果の把握.....	12
4.2 留意事項.....	12
4.3 その他.....	12
5. 特記仕様書（記載例） .....	13

## 1. 総則

### 1.1 目的

本要領は、漁港・漁場工事の建設現場において「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による施工状況検査等の実施及び保存・提出

#### 【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を利用して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

『漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- ・ 施工状況検査・材料検査又は立会を、映像確認できる工種
- ・ 本試行が実施可能な通信環境を確保できる現場

## 1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『漁港・漁場関係工事共通仕様書』に定める「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を実施する場合に適用する。

### 【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を発注者が Web 会議システム等を利用しながら確認するものである。

遠隔臨場については、受発注者間の協議により実施するものとし、変更契約の際には「5. 特記仕様書（記載例）」を参考に明示するものとする。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出(図 1-1 ※1)する。なお、データの提出は『漁港・漁場の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）』に従い、取りまとめるものとする。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時の活用を妨げるものではない。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">機器準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">遠隔臨場による 施工状況検査等 の状況</div>	<p>①施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「施工状況検査」「材料検査」と「立会」項目</li> </ul> <p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)</li> <li>・Web会議システム等</li> </ul> <p>③施工状況検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前準備</li> <li>・撮影の実施(※1)</li> </ul>

図 1-1 受注者の実施項目

### (1) 施工状況検査

『漁港漁場関係工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会」において、「監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を書類確認とすることができる。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。」事項に該当するものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、通常通りの施工状況検査を実施する。

### (2) 材料検査

『漁港漁場関係工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-21 工事材料の品質」による検査（確認を含む。）を記載したものである。

現物による確認においては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による材料確認を実施する。

工場製作工（共通）において、受注者は鋼材に JIS マーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

### (3) 立会

『漁港漁場関係工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員又は現場技術員が現場に臨場し、内容を確認することをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を利用することにより、監督

職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。また、立会工種に関しては『漁港漁場関係工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

### 1.3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 機器構成と仕様
- 3) 施工状況検査等の実施

#### 【解説】

##### (1) 適用種別

本要領を適用する「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」項目を記載する。

##### (2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を記載する。

##### 1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載する。

##### 2) Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用する Web 会議システム等を記載する。

##### (3) 施工状況検査等の実施

本要領に基づいた、「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の実施方法を記載する。

#### 1.4 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督職員による監督の実施項目は、『漁港・漁場の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）』の「3. 監督職員の実施項目」による。

#### 【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出(図 1-2 ※1)する。（従来の施工状況確認等資料の管理と同様とする）

実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器準備</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 施工状況検査等 の状況</div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「施工状況検査」「材料検査」と「立会」項目</li> <li>・機器構成と仕様 等</li> </ul> <p>②施工状況検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「材料検査願・立会願・施工状況検査願」の受領</li> <li>・撮影の実施と提出(※1)</li> </ul>

図 1-2 監督職員の実施項目



### 1.5 検査職員による検査の実施項目

本要領を適用した、検査の実施項目は、『漁港・漁場の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試

#### 【解説】

遠隔臨場を適用した「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」における検査職員の実施項目を以下に示す。なお、実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">機器準備</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">遠隔臨場による 施工状況検査等 の状況</div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「施工状況検査」「材料検査」と「立会」項目の確認</li> </ul> <p>②施工状況検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「材料検査願・立会願・施工状況検査願」の授受状況の確認</li> </ul>

図 1-3 検査職員の実施項目

## 2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

### 【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等がある場合には協議するものとする。

### 2.1 機器構成



※出典：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省R4.3）

図 2-1 機器構成（例）

## 2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

本試行に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声と Web 会議システム等に関する仕様を次に示す。また、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

## 2.3 Web 会議システム等に関する仕様

Web 会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、Web 会議システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

表 2-2 Web 会議システム等に関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1Mbps 以上	

参考に画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の設定としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の設定の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさなくなることがある。）

### 3. 遠隔臨場による施工状況検査等の実施

#### 3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

#### 【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等へ実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

#### 1) 材料検査願・立会願・施工状況検査願の提出

受注者は設計図書に従って監督職員への立会が必要な場合は、あらかじめ材料検査願・立会願・施工状況検査願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

### 3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存・提出

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

#### 【解説】

##### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

##### (2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

##### (3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること。

##### (4) 記録と保存・提出

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

確認実施者が現場技術員の場合は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 1-1 ※1）する。

#### 4. 留意事項 等

##### 4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者及び監督職員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

##### 4.2 留意事項

1. 試行の実施にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影画面を見ながらの移動は行わないこと。（移動中に撮影の指示を出さないこと。指示を出すときは移動を止めてから行うこと。）また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。  
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (6) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (7) 本要領（案）によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

2. 遠隔臨場の実施、使用するアプリケーションの選定にあたっては、セキュリティーの確保に十分配慮し行うこと。

##### 4.3 その他

本実施要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。

水産庁 漁港漁場整備部整備課 施工積算班、整備班

## 5. 特記仕様書（記載例）

（記載例）

### 1. 工事概要

#### 【受注者希望型の場合】

- ・ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うことができる試行工事である。

#### 【発注者指定型の場合】

- ・ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行う試行工事である。

### 8. その他

#### 8-0 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事について

##### （1）建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、『漁港・漁場の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。

##### （2）試行内容

###### 1) 施工状況検査・材料検査、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を発注者が Web 会議システム等を利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用する PC 等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出する。なお、データの提出は『漁港・漁場の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）』に従い、取りまとめるものとする。

###### 2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

###### 3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### 4) 費用

##### 【受注者希望型の場合】

本試行工事を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費に含むものとする。

##### 【発注者指定型の場合】

本試行に要する費用は、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上する。なお、本試行に要する費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。